

## 令和7年度前半における債権管理の状況と年度後半の取組

### 1 令和7年度の取組

令和7年度は、未収金の年間目標を設定し、債権ごとの性質に応じた年間計画を策定・実施・検証・改善するという債権管理のP D C Aサイクルを回す取組を行っているところです。

また、行財政改革P Tにおいて、歳入確保の視点から債権管理が取り上げられたことを受け、よりきめ細かな進行管理の徹底を掲げ、11月末時点で、未収金額が昨年と比べて大幅に増加した債権については、各局債権所管課で課題分析、改善策の取りまとめを行っていただきました。

未収金が増加傾向にある債権等、課題があると思われる債権については、個別に財政局から改善提案を行う等、全庁一体となって未収金の圧縮に向けた適正な債権管理に取り組んでいます。

### 2 令和7年11月末時点の未収金等の状況について

令和7年11月末時点の未収金は、前年同月から99億円余増加しています。

局別に見ると、市税の未収金が93億円余増加したことにより、財政局の未収金が大きく増加しています。このことの主な要因は、現年度分の調定額が増加した固定資産税・都市計画税の納期末到来分に係る金額等の増加であり、回収率としては、昨年度を上回っています。

また、上下水道局では、水道料金及び下水道使用料等の未収金が増加したことにより、局全体で7億円余増加、健康福祉局では、介護給付費・訓練等給付費返還金等については、大きく減少したものの、国民健康保険料及び生活保護法返還金・徴収金等の未収金が増加したことにより、局全体で1億円余未収金が増加しています。

一方で、子ども青少年局については、障害児通所給付費返還金等が減少したことにより、未収金が2億円余減少しています。

### 3 年度後半の取組

未収金の圧縮に向けて、年度後半も引き続き、依然として納付困難な方に対する減免や支払猶予等の適切な対応をとりつつ、法令等に基づく事務処理や回収すべき債権の確実な回収を進める必要があります。

各局室区においては、債権ごとに策定した年間計画に基づく取組の進行管理を徹底し、状況に変化がある場合には、必要な軌道修正を行うことにより、取組の精度を高めていただくようお願いします。また、個別に課題がある債権については、必要に応じて財政局にも相談を行う等、課題の解消に向けた検討を進めていただくようお願いします。

令和7年11月末時点の未収金状況（局別）

(単位：千円)

局名	令和7年度目標額	令和7年度未収金額 (11月末時点)①	令和6年度未収金額 (11月末時点)②	増減額 ①-②	【参考】令和6年度 未収金額(決算)
総務局	0	0	0	0	2,675
財政局	2,300,001	198,220,661	188,907,038	9,313,623	2,253,565
スポーツ市民局	10,050	12,192	11,945	248	12,194
経済局	5,686	39,012	33,600	5,412	33,486
観光文化交流局	0	140	140	0	140
環境局	1,244	1,453	1,503	△ 50	1,360
健康福祉局	7,776,120	9,412,190	9,259,237	152,953	8,017,819
子ども青少年局	809,118	869,454	1,117,671	△ 248,217	826,782
住宅都市局	315,343	699,793	694,202	5,591	319,027
緑政土木局	11,395	1,794,047	1,775,861	18,186	16,248
市会事務局	0	600	600	0	600
教育委員会	61,410	154,582	118,014	36,568	64,213
上下水道局	315,800	6,503,779	5,803,409	700,370	317,312
交通局	118,178	119,503	117,404	2,099	118,473
合計	11,724,344	217,827,406	207,840,621	9,986,785	11,983,894

注1) 上記の未収金額は、令和7年5月末時点で未収金のある債権（令和7年4月以降に新たに未収金が発生した債権を除く。）について、各年の11月末時点の未収金額を集計したものである。なお、一部の債権については、納期未到来分の金額を含む。

注2) 金額は四捨五入により表示しているため、各局の値の差額及び合計は、「増減額」、「合計」と一致しないことがある。